

平成 21 年 5 月 19 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2005-2008 年度
 課題番号：17530143
 研究課題名（和文）法と経済学とメカニズム・デザイン
 研究課題名（英文）Law and Economics and Mechanism Design
 研究代表者 常木 淳（TSUNEKI ATSUSHI）
 大阪大学・社会経済研究所・教授
 研究者番号：10207425

研究成果の概要：

本研究は、メカニズム・デザイン理論を法と経済学で研究されている研究課題に応用することにより、経済制度の比較や新しい経済制度の設計を目指した。メカニズムデザイン論の観点から法学を方法的に再構築するための基礎研究として、常木は単著（後掲）を完成した。芹澤は、ライセンスや不分割財を割りあてる際に私的情報を引き出して効率的配分を達成するオークション理論を研究し、理論的論文を公刊した。また、西條との共同で、公共入札工事制度に関する実験研究を行い論文を発表した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005 年度	1,500,000	0	1,500,000
2006 年度	700,000	0	700,000
2007 年度	700,000	210,000	910,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,600,000	420,000	4,020,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・理論経済学

キーワード：法と経済学、メカニズム・デザイン、オークション理論、実験経済学

1. 研究開始当初の背景

(1) この数十年の間に、法律学と経済学の学際分野として「法と経済学（Law and Economics）」という分野が、また、経済学の中に「メカニズム・デザイン（Mechanism

Design)」と呼ばれる理論が発展してきた。伝統的な経済学では、経済問題を分析する際に、その分析対象とされる経済問題がおかれる（法律などを含めた経済活動が行われるルールとしての）経済制度を所与として経済主

体の行動やその相互関連を分析することが多かったのとは対照的に、メカニズム・デザインは経済制度そのものを主要な分析対象とし、いろいろな経済制度の比較や新しい経済制度の設計などを目的としている。

(2) このような目的は、法と経済学の研究目的と多くの面で重なるが、現在まで法と経済学とメカニズム・デザインの研究との相互乗り入れは、不十分であった。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、1. の点に鑑みて、メカニズム・デザイン理論を法と経済学に応用して、法・経済制度の設計を目指した。

(2) また、法と経済学が扱う現実の諸問題への応用可能性を踏まえて、メカニズム・デザインの理論研究をさらに発展させることを目指した。

(3) さらに、実験経済学の手法を用い、経済制度に関する実験研究を進めることをも目指した。

3. 研究の方法

(1) 法と経済学で研究されている問題を精査し、メカニズム・デザインの理論が応用できる形式に定式化する。その際、法と経済学の方法論的基礎について、基番的考察を行う。

(2) 法と経済学の問題にメカニズム・デザインの理論を応用するための理論研究を行う。効率的な排出権取引のための市場設計や排出権初期配分に最適な入札制度の設計のためのオークション理論の研究を行う。

(3) 導出されたメカニズム・デザインの理論を実験的に検証する。その結果からのフィードバックによって、実験結果から見られる問題点に対応するためのメカニズム・デザインの理論的修正や一般化を試みる。

4. 研究成果

(1) 公正かつ効率的な資源配分のためのメカニズムの構築が、メカニズムデザイン論の基本的課題である。これに対して、法学の分野では、長い間、経済学は効率的な経済社会の構築を目標としており、法学は、これに対抗して公平かつ正義に則った社会の実現を目指しているという誤った固定観念に基づく学問間の分業を想定してきた。この研究成果として、メカニズムデザイン論の基本を慎重に概説することを通して、これらの誤った先入観を批判するとともに、法学者が依拠してきた公平や正義の概念を再検討して、その著しい曖昧性を指摘し、これらの基本概念を経済学の基本に基づいて再定式化する必要があることが明らかとなった。

(2) 法学と経済学の関係については、社会制度上の枠組みに基づく住み分けを重視する議論も有力であった。すなわち、法学の課題は、個別の紛争処理の場面での事後的な司法的裁定のための裁判規範の研究であり、他方、経済学の課題は、社会全体を対象とした、事前的な意味で効率的ないし目的合理的な社会システムの設計であるから、法律論、とりわけ法解釈学の領域については、経済学をはじめとする社会科学的認識ではなく、法律家集団による法内在的議論の集積が尊重されるべきであるとする意見である。しかし、この区分によって、両方の学問が完全に相互独立に分業できるわけではない。

まず立法論の場合、法ルール設計を通して必然的に、事前的な意味で合理的な社会目的の実現が課題となるため、メカニズムデザイン論の視点は、不可欠である。第二に解釈論の場合でも、一定のクラスの紛争事例に対して定着した判例法理が存在すれば、それらは事前的な法ルールとして機能するため、結

果として、何らかの社会目的の実現に貢献していることとなり、やはり、メカニズムデザイン論の視点からの評価が不可欠となる。もちろん、他方において、伝統的な法学研究の在り方には、それにふさわしい重要な学問的意義が存在する。我々の研究は、法学の基本的な方法論である法解釈と、メカニズムデザイン論とが、学問的に相互補完的であり、両手法を総合的に適用してゆくことによって、法学研究の大幅な革新が可能であることを明らかにした。

(3) メカニズムデザインの原型のひとつである費用便益分析に関する検討を通じて、法解釈と立法政策において、費用便益分析が占めるべき重要な役割を明らかにした。まず、費用便益分析の規範的基礎となる社会効率性の基準は、「法と経済学」の開祖の一人であるリチャード・ポズナーが法的価値判断の基礎であるべきと主張とした仮説的補償原理であることを指摘し、この価値基準について、その意義と問題点とを含めて、仔細に検討した。次に、具体的な費用便益分析の基準について、帰着ベースでの分析、発生ベースでの分析、局所的近似による分析、の三通りに分類して、代表的なものを提示し、それぞれの意義と限界とを示した。費用、便益ともに、長期の時間に渡って作用する政策評価については、時間要素を導入した費用便益基準がどのように理論的に拡張できるかを検討した。次に、公共投資の多くが公共財の供給にかかわっていることを考慮して、公共財の供給のために費用便益基準を詳しく展開した。最後に、メカニズムデザイン論としての費用便益分析を適用するための政治制度的条件に関して問題提起を行った。

(4) 制度設計問題の一応用として、法曹養

成の効率的かつ公平なシステムがいかにあるべきかを論じ、司法試験の規制緩和の必要性について論じた。それと同時に、弁護士の市場競争の激化が「法の支配」と弁護理念の意味を変質させる可能性を指摘し、それが司法に対する国民の信認を変化させるかという観点から、弁護士のサービス市場に対する規制をどのようにデザインして行くべきかについての提言を行った。

(5) 同じく、制度設計問題の応用として、日本企業の労務管理の問題を考察し、長期雇用と主観的な業績査定を基本とする日本企業の労務管理デザインの手法が、1990年代以降、それまでの合理性を失いつつあり、新たなシステムデザインを求められていることを示した。これに関連して、近年、労働法、労働経済学の分野において盛んになっている、不完備契約理論の適用によって解雇規制法理の経済学的正当化を試みる研究について、批判的に検討した。まず、解雇規制の例に即しつつ、不完備契約理論の骨格を説明するとともに、不完備契約理論に基づく解雇規制正当化の基本的論理と、それに対する筆者の主要な疑問点を提示し、次に、近年の日本において、経済学者が不完備契約理論を応用して解雇規制の正当性を主張した代表的な論文を取り上げて、それらの論文が展開している議論について、筆者が問題点と思うところを指摘した。最後に、近年、日本の法学者の間で有力視されている、関係的契約理論に基づく解雇規制正当化論の代表的な論考を取り上げ、筆者の疑問点を指摘した。

(6) ライセンスや非分割財を効率的に人々に配分する問題を考え、配分される財について被配分者に所得効果があったり、借入制約があったりする状況の下で、財を配分するル

ールについて分析した。その結果、1) 被配分者たちに自発的参加を促す、2) 被配分者たちの財に対する情報を引き出す、3) 効率的に配分する、という性能をもつルールが一つのタイプしか存在しないこと、かつそれが Vickrey allocation Rule と呼ばれる配分ルールであることを、証明した。

(7) 公共工事入札において手抜きの可能性を考慮した理論モデルを構築して経済実験を行い、入札資格審査制度や最低入札価格制度の果たしている役割について、分析を行った。

(8) メカニズムデザイン論の基本は、効率的かつ公平な社会経済システムの設計であるが、この場合、公平性の基準は、平等の要件と深い関係がある。にも、かかわらず、メカニズムデザイン論が形式的に規定する公平性の基準と、法哲学的な平等概念との間には、無視できない乖離が存在する。本プロジェクトの研究の一部では、平等とは何か、また、それを実現するための社会制度がどうあるべきかを考察した。この点の詳しい検討は、実践哲学、法学、政治学、経済学、社会学など様々な分野で幅広い関心を引くものと思われる。平等とは、価値判断である以上、そこに様々な見解が並立することを避けることはできないが、それが、単なる個人の意見ではない何らかの普遍的効力を予定するものである限り、多様な見解を比較・検討することによって、諸個人が合意すべき根本規範としての「平等」性の存在と、平等化を実現するための社会制度の方向性について、一定の示唆を与えることができることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ① Kenju Akai, Tatsuyoshi Saijo, and Shigehiro Serizawa, Auctions for Public Construction with Corner-cutting, Osaka University, Institute of Social and Economic Research, Discussion Paper No. 740. May 2009. 18 頁。査読無。
- ② 常木淳、「法と経済学」は、何を教え、何を教えなかったか、ジュリスト、1356号、40-47 頁、2008 年、査読無。
- ③ Shigehiro Serizawa, and Hiroki Saitoh, Vickrey Allocation Rule with Income Effect, *Economic Theory* (2008) Vol.35, No.2, pp. 391-401、査読有。

[学会発表] (計5件)

- ① Shigehiro Serizawa, "Procurement Auction with Corner-cutting," 第13回上海交通大学との学術交流セミナー Session II E Advances in Game and Social Choice Theory(2008年10月8日)。
- ② Tatsuyoshi Saijo, "Procurement Auction with Corner-cutting," Ninth International Meeting of Social Choice and Welfare (Concordia University, Canada), June 2008.
- ③ 常木淳、「厚生か正義か—規範的「法と経済学」の再定位に向けての準備考察」、神戸大学法学研究科 COE セミナー (2006年7月15日)

〔図書〕（計 1 件）

常木淳、勁草書房、「法理学と経済学—規範的「法と経済学」の再定位」、2008 年、192 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

常木 淳 (TSUNEKI ATSUSHI)
大阪大学・社会経済研究所・教授
研究者番号：10207425

(2) 研究分担者

芹澤 成弘 (SERIZAWA SHIGEHIRO)
大阪大学・社会経済研究所・教授
研究者番号：90252717

(3) 連携研究者

西條 辰義 (SAIJYO TATSUYOSHI)
大阪大学・社会経済研究所・教授
研究者番号：20205628